

孤独・孤立対策に関する連絡調整会議の開催について

〔令和 3 年 3 月 12 日〕
〔内閣総理大臣決裁〕

1. 社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について、政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進するため、孤独・孤立対策に関する連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を開催する。
2. 連絡調整会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長 孤独・孤立対策に関する事務の調整を担当する大臣

構成員 孤独・孤立対策に関する事務の調整を担当する大臣を補佐する内閣府副大臣
内閣府特命担当大臣（金融）を補佐する内閣府副大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）を補佐する内閣府副大臣
復興大臣の指名する復興副大臣
総務大臣の指名する総務副大臣
法務副大臣
外務大臣の指名する外務副大臣
財務大臣の指名する財務副大臣
文部科学大臣の指名する文部科学副大臣
厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣
農林水産大臣の指名する農林水産副大臣
経済産業大臣の指名する経済産業副大臣
国土交通大臣の指名する国土交通副大臣
環境大臣の指名する環境副大臣
防衛副大臣
警察庁次長
3. 連絡調整会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。